

平成24年3月6日

復興大臣

平野 達男 様

東日本大震災復興調整費に
関する緊急要望書

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東日本大震災復興調整費 に関する緊急要望書

東日本大震災復興調整費は、「地域の柔軟な発想に基づく、効果的・効率的な地域の復興を支援するため、本格的な事業実施に向け、モデル事業や実証検証事業等を行う必要があるもの、翌年度以降の予算計上まで待つと時期を逸するもの等の被災各県の施策を推進するもの」を対象として、50億円の予算措置がなされております。このうち、本県へは、10億円を交付する旨内示をいただき、大変感謝しているところでございます。

本県では、東日本大震災からの復興を効果的・効率的に行うため、緊急時における防災・減災体制の強化、放射能対策の強化及び復興過程のPRによる宮城県のプレゼンスの強化に関する事業を申請いたしました。

ところが、年度末の今月に至っても、なお採否が決定していない事業が多数あり、また、採択をいただいた事業でも繰越を認めない方針であるなど、事業の効果的・効率的な執行が見通せない状況にあります。

つきましては、東日本大震災からの復興を効果的・効率的に行うため、東日本大震災復興調整費の制度について、実態に合わせて必要な改善を図られますよう、別添のとおり要望いたします。

1 内示・交付決定の早期実施

内示・交付決定は、平成24年1月中旬で調整している旨、ご説明をいただいたところ、本県では、平成23年12月中に事業をとりまとめ、申請をしたところです。

ところが、年度末の3月になっても、採否の決定しない事業があるばかりか、所管府省庁すら決定していない事業があるという状況です。

このような状況のもとでは、効果的・効率的な事業の執行は極めて困難と言わざるをえません。

採否状況の連絡、内示・交付決定を早期に行うよう求めます。

2 対象事業の突然の変更は行わないこと

本県が申請した事業は、復興庁からヒアリングを受けるなど、必要な調整を重ね、精査を行った事業ばかりです。

その中には、モデル事業や実証検証事業を実施するために必要不可欠な設備を導入するという事業もありますが、現在、備品購入系の事業は一律に調整費の対象から外すとの情報があります。

放射能検査機器や遺体捜索資機材など必要不可欠かつ緊急に整備しなければならぬ備品・設備については、復興調整費の対象から外すことのないよう求めます。

3 繰越を認めるべき

内示・交付決定が大幅に遅れ、最も早いものでも2月下旬になったほか、これから内示・交付決定を控えているものもある状況では、すべての事業を年度内に完了させることは困難です。

これまで復興庁からは繰越可能との説明を受けていましたが、予算付け替え先の所管府省庁からは、財務省の意向で繰越は認められないと通告され、対応に苦慮しています。

復興庁が指導力を発揮して省庁間調整を行い、早急に繰越が認められるよう求めます。

4 最終決定権者が不明確

復興調整費は、復興庁で受け付け、調整後に復興庁から各府省庁に予算が付け替えられることになっていますが、復興庁・各府省庁ともそれぞれに発言内容が異なり、本県の現場は、大変混乱いたしました。

つきましては、予算の付け替えを廃止し、復興庁がワンストップで、受付・内示・交付決定ができるよう制度の改善を求めます。